

平成28年第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月30日(木) 午後3時～
2. 開催場所 宇土市民体育館内 2階 会議室
3. 出席委員(20人)
会 長 平岡 孝雄
委 員 田代 良一 谷山 次則 山下 洋幸 堀内 信也
西山 正治 杉内 錬之 岩本 義行 白井 博行
境 良一 今村 康晴 福島 勝義
佐美三 守 鎌賀 和夫 堀 城
益田 信明 芥川 幸子 太田 桂子
岩本 廣海 中山 一一
4. 欠席委員(5名)
関 健一 浜口多美雄 竹下 清
池田 弘美 小田 寿幸
5. 議事録署名者指名 平岡議長
議事録署名委員 谷山 次則 芥川 幸子
6. 議 事
(1) 議案 第20号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
(2) 議案 第21号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
(3) 議案 第22号 農用地利用集積計画の同意について
(4) 報告 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
(5) その他
7. 農業委員会事務局職員
事務局長 沼田 誠
事務局次長 嶽本 圭司 参 事 濱田 綾
8. 会議の概要
事務局長 皆さん、こんにちは、今回は、体育館内の会議室での開催でありま

すが、前回の農協の方へ行かれた方もおられるということで、連絡不足がありましたことお詫び申し上げます。今回は地震も甚大でしたが、その後の大雨の方も農業関係には大変な被害を受けております。特に網津・網田地区に甚大な被害があっております。現在、農業被害は農林水産課が被害状況の確認作業を行っております。まずは、被害を把握して、全体の被害状況を速やかに県へ報告して、それを県がまとめられて、その状況に応じての支援事業のすすめ方、費用等を決められるというふうに聞いております。今の段階では、どうした支援をするかは、出ておりませんが基本的には、土砂被害については、災害復旧工事として行うということで、田んぼの中に入った土砂の撤去等についての作業は今のところは何もないということで、県からの説明、方向性があがってきましたら、関係される嘱託員さん等に連絡し、話をするとのことです。その時にはまた、委員の皆様方にもご協力を願う事も有ろうかと思っておりますのでよろしくをお願いします。今日の段階では、それ位の報告しかできませんが、よろしくをお願いします。それでは、総会に入りたいと思います。本日は、浜口委員、小田委員、竹下委員、池田委員、関委員さんの5名の方から欠席の連絡があっております。よって、本日の出席は、25名中20名の出席を頂いております。過半数に達しておりますので、本日の総会は、成立していることをご報告致します。それでは、次に会長挨拶となっております。平岡会長よりよろしくお願いいたします。

平岡会長　　こんにちは、皆様大変お忙し中ではありますが、只今局長の方からお話がありましたように、地震と水害と立て続けに大きな被害を受けた訳でございます。それぞれ作業等もひかえておりますそうした中では、ありますが私たち農業委員会としましても、先月も言いましたように、4条、5条あたりの申請、伺い等もぼちぼちあっているようでございますので、それぞれ皆様方も慎重に審議しながら宇土市の農地の有効活用が一番大事でございますので、隣接地の兼ね合いを考えながら慎重に対応して頂きたいと思っております。それと報告ですが、先だって県の農業会議が一般社団法人農業会議と変更になりました。農改正によるもので、特に業務そのものには変わりはないようですが農転に関します諮問会議等の取扱いに変更があるようです。宇土市の場合は権限移譲していますので余り影響はないと思っております。その第1回の総会が6月20日にありまして私と局長と出席しましたその日の晩か

ら大雨になったような記憶をしております。そういうところで皆さんも大変と思いますが、本日の審議については、よろしくお願ひ致します。それからまた、報告ですが網田の方でいま献上米、新嘗祭がっております。網田の福島さんという方が受け元でやっております。網田地区全体で大変なお世話だと思っております。そういうことで献上米も復興の証というふうな形で頑張ってもらいたいと思っております。以上です。よろしくお願ひします。

事務局長 どうもありがとうございました。次に、議長選出と議事録署名人の指名となっております。議長は、宇土市農業委員会 会議規則第5条により 平岡会長にお願ひ致します。

平岡議長 はい、それでは、平成28年第5回農業委員会総会を開会致します。しばらく本日の会議の議長を務めさせていただきます。まず議事録者署名委員の指名であります。議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 はい、異議なし。

平岡議長 それでは、谷山委員さんと芥川委員さんにお願ひいたします。

各委員 はい。

平岡議長 それでは、只今より議案審議を行います。まず申請者の確認委員2名のどちらかの委員さんより申請内容について説明をお願ひし、後から事務局から補足説明の上、可否の判断をして頂くという事になっております。各地区の確認委員さん方の説明をよろしくお願ひ致します。

平岡議長 それでは、今月の議案審議をお願ひします。
まず議案第20号農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する許可審議について、議題と致します。
申請番号1番について、確認委員さんは益田委員さんと堀委員さんですので、どちらかの委員さんより説明をお願ひします。・・・はい、益田委員さんお願ひします。

益田委員 1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案

書記載のとおりです。登記 畑, 現況 畑, 登記面積 66 m², 耕作面積 17,031 m² 申請面積 66 m² 貸借形態 所有権有償, 譲受理由, 規模拡大, 譲渡理由, 経営縮小, 家族 3 人, 権利の種類 売買となっております。よろしくお願ひいたします。

平岡議長 益田委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひ致します。

事務局 はい, 申請番号 1 番について補足説明致します。申請地は, 申請人の自宅隣接地であり, 農業年数 47 年, 農機具も所有し, 農作業従事者 3 名, 主たる作物は, 米・柿になります。以上です

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号 1 番について, 皆さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので, 1 番については承認を致します。

平岡議長 続きまして, 申請番号 2 番について, 確認委員は, 堀 委員と佐美三委員さんですので・・・はい, 堀 委員さんお願ひします。

堀 委員 2 番について説明致します。譲受人, 譲渡人, 土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記, 田 現況, 田, 登記面積 428 m² 耕作面積 13,165.01 m² 申請面積 428 m², 貸借形態, 所有権有償です。譲受理由 規模拡大, 譲渡理由 経営縮小 家族 3 名, 権利の種類, 売買となっております。よろしくお願ひします。

平岡議長 堀 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号 2 番について補足説明致します。申請地までの通作距離は, 500m, 農業年数 20 年, 農機具も所有し, 農作業従事者 3 名, 主たる作物は, 米・みかんになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号 2 番について委員

さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしということですので2番についても承認致します。

平岡議長 続きまして、3番について、確認委員は、鎌賀委員と私ですので・・・
鎌賀委員さんをお願いいたします。

鎌賀委員 3番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案
書記載のとおりでございます。登記，畑 現況，畑，登記面積，490
㎡ 耕作面積 6,805 ㎡ 申請面積 490 ㎡，貸借形態，所有権無償，
譲受理由 規模拡大，譲渡理由 経営縮小，家族3人，権利の種類
は，贈与になっています。以上ですよろしく申し上げます。

平岡議長 鎌賀委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありま
したらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明致します。申請地は，自宅の近接地
であり，農業年数30年，農機具も所有し，農作業従事者3名，主
たる作物は，米，たばこになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号3番について委員
さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 3番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして，申請番号4番について確認委員は，堀内委員さんと谷
山委員さんですので・・・はい，谷山委員さん

谷山委員 それでは，4番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在
地は議案書記載のとおりです。登記，畑 現況，畑 登記面積，361
㎡，耕作面積 70,447 ㎡ 申請面積 361 ㎡，貸借形態，所有権無償
です。譲受理由，親受贈，譲渡理由，子へ贈与，家族3人，権利の

種類 贈与でございます。よろしく申し上げます。

平岡議長 谷山委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号4番について補足説明致します。申請地までの通作時間は、3分、農業年数15年、農機具も所有し、農作業従事者3名、主たる作物は、キュウリになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので4番についても承認致します。

平岡議長 続きまして、申請番号5番について、確認委員は、堀委員さんと佐美三委員さんですので・・・堀 委員さんお願いします。

堀 委員 5番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記、畑、現況、畑 登記面積108㎡ 耕作面積5,356㎡ 申請面積108㎡、貸借形態は、所有権無償です。譲受理由 規模拡大、譲渡理由 経営縮小、家族2名です。権利の種類、贈与となっております。よろしく申し上げます。

平岡議長 堀 委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号5番について補足説明致します。申請地までの通作時間は、約40分、農業年数4年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は、みかんになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号5番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので5番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号6番について、確認委員さんは、鎌賀委員さんと私ですので鎌賀委員さんをお願いいたします。

鎌賀委員 申請番号6番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記，田 現況，田 登記面積 1,246 m² 耕作面積 13,079 m² 申請面積 1,246 m²，貸借形態，所有権無償，譲受理由 規模拡大，譲渡理由 経営縮小，家族は4人，権利の種類は贈与となっております。よろしく申し上げます。

平岡議長 はい、鎌賀委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号6番について補足説明致します。申請地までの通作距離は、約600m，農業年数15年，農機具も所有し，農作業従事者4名，主たる作物は、米・野菜になります。以上です

平岡議長 はい、事務局からの補足説明は終わりました。申請番号6番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので6番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号7番について、確認委員は、白井委員さんと岩本委員さんですので・・・岩本委員さんお願いします。

岩本(義行)委員 7番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記，田 現況，田 登記面積 1,470 m²と 1,913 m² 耕作面積 54,156 m² 申請面積 3,383 m²，貸借形態，所有権有償，譲受理由 規模拡大，譲渡理由 経営縮小，家族4名です。権利の種類，売買となっております。よろしく申し上げます。

平岡議長 岩本委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありま

したらお願いします。

事務局 はい、申請番号7番について補足説明致します。申請地までの通作距離は、約1km、農業年数38年、農機具も所有し、農作業従事者4名、主たる作物は、米・ミニトマトになります。以上です。

平岡議長 たとえば、1,470㎡が二分の一、1,913㎡が二分の一ということ

事務局 はい、今現在、Aさんが二分の一、Bさんが二分の一ということで共有持ち分をお持ちでいらっしゃいます。Aさんの持ち分だけをCさんへ渡すということになります。自分の持ち分だけ売られということで、この後は、CさんとAさんが持たれるかたちになります。

他委員 登記は、出来ないのでは？

事務局 いえこれで、登記は出来ます。自分の持ち分を第三者に売ることです。

平岡議長 はい、それでは事務局からの補足説明は終わりました。申請番号7番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので7番については承認を致します。

以上で、議案第20号については 7件すべて承認を得ましたので許可書の交付を行います。

平岡議長 次に、議案第21号 農地法第5条の規定による農地転用の権利移動を伴う許可申請に対する審議について議題と致します。

平岡議長 申請番号1番について 確認委員は、白井委員さんと私ですので、白井委員さんをお願い致します。

白井委員 はい、1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書とおりです。登記 田、現況 雑地、登記面積は466㎡、内転用面積466㎡ 権利の種類は、所有権無償、贈与、転用目的、

資材置場 よろしくお願ひします。

平岡議長 はい、白井委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひ致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。地図は7ページです。申請人は、住吉町で塗装業を営んでおり、事業用地が不足し、申請地を資材置場として使用したいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は以前から資材置場としてすでに使用しており始末書添付の案件となります。申請地は、おおむね500m以内に住吉駅がありますので、第2種農地になると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について 確認委員さんは、福島委員さんと芥川委員さんですので、・・・はい、福島委員さん

福島委員 2番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書とおりでございます。登記 畑, 現況 畑, 登記面積 258 m², 内転用面積 258 m², 権利の種類, 所有権有償 売買でございませす。転用目的は、個人住宅 101.53 m²でございませす。以上でございませす。よろしくお願ひします。

平岡議長 福島委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひ致します。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明致します。地図は8ページです。申請人は、栄町に居住する個人であり、子供の成長に伴いアパートでは狭くなってきたため住宅を新築する計画をしたところ、申請地が子供の学校にも近く適していると考え、今回の転用申請とな

りました。申請地は、都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地になると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号2番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、2番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号3番について、確認委員さんは、竹下委員さんと境委員さんですので・・・はい、境委員さん

境委員 3番について説明をいたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在地は、議案書記載のとおりです。2筆ありまして、登記、田、現況、田、登記面積・内転用面積が2筆合わせまして、233㎡、権利の種類は、所有権有償、売買です。転用目的は、個人住宅100㎡よろしくお願ひします。

平岡議長 境委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明します。 地図は9ページです。申請人は、現在、両親と同居で手狭であるため、マイホーム建築の計画をしたところ、申請地が実家に隣接しており適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

平岡議長 はい、事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号3番について、委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、3番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号4番について、確認委員さんは、福島委員さん、芥川委員さんですので、福島委員さんお願い致します。

福島委員 4番を説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりでございます。登記 田、現況 田、登記面積は、2,557 m²でございます。内転用面積 2,557 m² 権利の種類、賃借権、設定でございます。転用目的は、店舗用地の一部となっております。以上でございます。よろしく申し上げます。

平岡議長 福島委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号4番について補足説明致します。地図は、10ページです。申請人は、埼玉県に本店を置き関東や近畿地方でホームセンターを展開している法人です。現在九州地方では、沖縄県と福岡県の2県に営業展開していますが、今回熊本への出店を計画したところ、申請地を含む宇土駅に隣接するまとまった土地が得られ適していると考え、今回の転用申請となりました。地図の黒枠全体が、事業全体の31,548.33 m²であり、斜線部分が今回転用の農地部分で2,557 m²になります。申請地は、都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地になると思われれます。以上です。

福島委員 まえの南高圧の跡地で、北側に農地があります。真ん中に水路が通っていて水路の付け替えもすることになっています。

平岡議長 はいわかりました、事務局からの補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はありますか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、4番についても承認致します。

平岡議長 続きまして、申請番号5番について、確認委員さんは、山下委員さんをお願いします。

- 山下委員 はい、5番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 畑、現況 畑、登記面積、内転用面積同じく 367 m² 権利の種類、使用貸借権設定、転用目的、個人住宅 119.24 m²です。よろしくお願ひします。
- 平岡議長 山下委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。
- 事務局 はい、申請番号5番について補足説明致します。地図は、11ページです。申請人は、長崎県に住む個人で、生まれ育った地元で住宅を建てようとして計画したところ、申請地が、実家に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途地域であるため第3種農地になると思われまひます。以上です。
- 平岡議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。
申請番号5番について委員さん方のご意見はありまひせんか。
- 全委員 異議なし。
- 平岡議長 異議なしという事ですので、5番についても承認致します。
- 平岡議長 続きまして、申請番号6番について、確認委員さんは、今村委員さんにお願ひします。
- 今村委員 申請番号6番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりでございます。登記 田、現況 田、登記面積、転用面積とも 392 m²です。権利の種類、使用貸借権設定でございます。転用目的は、個人住宅で 118.00 m²でございます。よろしくお願ひします。
- 平岡議長 今村委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひします。
- 事務局 はい、申請番号6番について補足説明致します。地図は、12ページです。申請人は、笹原町に居住する個人で、現在三世帯でマイホーム建設を計画したところ、申請地が実家の近くであり適している

と考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し許可は可能です。以上です。

平岡議長 はい、事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号6番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、6番についても承認致します

以上で、議案第21号については、6件すべて承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第22号 農用地利用集積計画の同意について、を議題と致します。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明致します。番号26番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積、958㎡、平成28年7月1日から平成31年6月30日までの3年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃が10a当り9,000円となっております。番号27番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、田、面積が3筆計の11,198㎡、平成28年7月1日から平成33年6月30日までの5年間の賃貸借権の設定となっており、借賃は、10a当り米60kgとなっております。番号28番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、田、面積が2筆計の1,862㎡で、平成28年6月30日から平成33年6月29日までの5年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は、2筆で米3俵分の現金となっております。番号29番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、田、面積が651㎡、平成28年7月1日から平成33年6月30日までの5年間の使用貸借権の再設定となっております。番号30番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、田、面積が1,204㎡で、平成28年6月30日から平成30年6月29日までの2年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は、10a当り15,000円となっております。続きまして、16ページをお開き下さい。こちらが、今月の利用

権設定等の状況一覧表となっております。続きまして、17ページをお開き下さい。ページ左側が、今月の農用地利用権設定となっております。合計だけを読み上げますと利用権の設定が、15,873㎡、行われております。ページ右側が、1月からの累計となっております。合計だけを読み上げますと利用権の設定が、86,442㎡所有権の移転が1,734㎡行われております。以上です。

(平岡議長が急用のため退席される)

以後しばらく、佐美三副会長が議長を代行する。

佐美三副会長 事務局からの説明は終わりました。委員さん方の意見はありませんか

全員 異議なし。

佐美三副会長 異議なしという事ですので、議案第22号については、同意致します。以上で、議案第22号については同意したことを市へ通知します。

佐美三副会長 次に、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告について議題とします。それでは事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告致します。番号1番、解約農地は、議案書のとおりです。地目が、田、面積392㎡、賃貸人・賃借人も議案書のとおりです。平成28年6月10日付けで、農地法第5条申請の為の解約となっております。続きまして、番号2番、解約農地は、議案書のとおりです。地目、畑、面積361㎡、賃貸人・賃借人も議案書のとおりです。平成28年6月10日付け、農地法第3条申請の為の解約となっております。番号3番、解約農地は、議案書のとおりです。地目、田、面積651㎡、賃貸人・賃借人も議案書のとおりです。平成28年6月10日付け、双方の合意により解約となっております。以上です。

佐美三副会長 報告第5号につきまして事務局の報告を終わります。

以上で、予定しておりました案件はおかげさまで、すべて承認いたしました。その他ですが、事務局から皆様方に連絡がありました

らよろしく申し上げます。

事務局（次長） 私の方から二点ほど、活動記録簿ですが毎年農業委員さんの活動状況を集計して県の農業会議へ報告することになっております。27年度分についてもすでに提出日が来ておりまして、本日までに提出されていない方は、早めに提出をお願い致します。それともう一点ですが、この前の4月の熊本地震に対して、愛媛県の東温市の農業委員会というところからうちの農業委員会に支援金ということで頂きました。東温市の農業委員会が平成23年に宇土市の農業委員会の方に研修に来られています。現在の会長をされている方もその時の委員さんとして参加されたということです。またその研修の時の事務局の次長さんが元松市長と知合いということで、今回支援金の申し出がありました。東温市の農業委員さんが25名、それと職員が4名からの支援金ということで、42,000円で今後の活動費として活用してもらえばということで支援金を頂いておりますので今後皆さんと話し合いをしながら有効に活用できればと思っております。そういうかたちで東温市から寄付がありましたのでお伝えしておきます。私からは以上です。

事務局 先月お話がありました研修旅行の積立金は返金するというので今日準備をしてきておりますので、帰りに受け取って頂きますようお願いいたします。

事務局 それでは、閉会のあいさつを佐美三副会長をお願い致します。

佐美三副会長 会長が急用で退席されましたが、閉会のあいさつということで非常に地震がきて水害がきてと、踏んだり蹴つたりの状況の中で、色んな農業の方からの相談があると思いますので力になって頂きたいと思います。解からない時は事務局に聞いてうまく行きますようにお願い致します。それでは、第5回農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

平成28年6月30日

議 長
議事録署名人
議事録署名人